

令和6年度第1回八尾市都市計画審議会

日時：令和6年11月8日（金）午後3時00分～

場所：八尾市役所 本館8階 第二委員会室

○事務局 定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第1回八尾市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、この度、八尾市都市計画審議会委員を快くお引受けいただきありがとうございます。また、公私とも大変お忙しい中ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、司会をさせていただきます、事務局の「眞壁」と申します。よろしく願いいたします。それでは、はじめに資料を確認させていただきたいと思います。

まず、先日お送りいたしました「審議会委員名簿」、「次第」、「議案書」、「参考資料」、「協議事項」以上です。また、八尾市都市計画審議会条例を机上に配布させていただきます。不足等ありましたらお知らせいただけますでしょうか。それではこれより、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日の議事は、「会長・副会長の選出について」、「議案第115号東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」の2件でございます。また、協議事項が1件、報告事項が1件ございます。

それでは次第に従いまして、はじめに、本日お集まりいただいた委員の皆様には「委嘱状の交付」を行いたいと思います。本来なら皆様おひとりおひとりに直接委嘱状をお渡しすべきところではございますが、時間の都合上、委嘱状交付につきましては、机上に配布させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。八尾市都市計画審議会は都市計画法の改正を受け、八尾市都市計画審議会条例を制定し、平成12年4月から法定化しております。本条例におきまして、委員の任期を2年と定めておりまして、

本年6月19日でその任期が満了しております。令和6年6月20日から令和8年6月19日までの2年間の任期をお願いします委員の方々を、お手元の名簿に沿ってご紹介させていただきます。

大変恐縮ですが、お名前を読み上げましたら、その場にて一度ご起立いただき、その後、ご着席いただきますよう、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

まず、学識経験者の委員の方からご紹介させていただきます。

○事務局 一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 東大阪八尾支部 支部長の植栗委員でございます。

○委員 植栗です。

○事務局 大阪経済法科大学 法学部 客員教授の大島委員ですが、所要により欠席となっております。

○事務局 関西大学 環境都市工学部 教授の岡委員ですが、所要により欠席となっております。

○事務局 近畿大学 理工学部 教授の岡田委員でございます。

○委員 岡田です。よろしく願いいたします。

○事務局 元大阪市 都市計画局長の川田委員でございます。

○委員 川田です。よろしく願いいたします。

○事務局 大阪中河内農業協同組合 代表理事組合長の畑中委員ですが、所要により欠席となっております。

○事務局 八尾商工会議所 議員の林委員でございます。

○委員 林です。どうぞよろしく願います。

○事務局 大阪工業大学 工学部 教授の山口委員でございます。

○委員 山口でございます。よろしく願いします。

○事務局 八尾商工会議所 副会頭の吉川委員ですが、所要により欠席となっております。

- 事務局 天理大学 人間学部 教授の吉田委員です。
- 委員 吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局 続きまして、市議会議員委員の方をご紹介します。田中慎二委員でございます。
- 委員 田中慎二でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局 五百井委員でございます。
- 委員 五百井でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局 柴谷委員でございます。
- 委員 柴谷です。よろしく願い申し上げます。
- 事務局 田中久夫委員でございます。
- 委員 田中久夫でございます。よろしく願いいたします。
- 事務局 田中裕子委員でございます。
- 委員 田中裕子です。よろしく願いします。
- 事務局 山中委員でございます。
- 委員 山中でございます。よろしく願いいたします。
- 事務局 続きまして、市民委員の方をご紹介します。NPO法人 八尾すまいまちづくり研究会 監事の大森委員でございます。
- 委員 大森です。
- 事務局 八尾市自治振興委員会 会長の福平委員でございます。
- 委員 福平です。よろしく願いします。
- 事務局 続きまして、関係行政機関の委員の方をご紹介します。八尾市農業委員会会長の齊藤委員でございます。
- 委員 齊藤でございます。よろしく願いします。
- 事務局 続きまして、府職員の委員の方をご紹介します。大阪府八尾土木事務所所長の藤野委員ですが、所要により欠席です。

皆様、どうも、ご協力ありがとうございました。

以上で、委員の皆様方のご紹介を終わらせていただきます。

それでは、つづきまして、大松市長より、挨拶を申し上げます。

○大松市長 皆さん、こんにちは。八尾市の大松でございます。本日は、大変日中のお忙しい中、委員各位におかれましては、八尾市の審議会にご参加をいただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。また皆様方におかれましては、この度、委員としても、ご快諾いただきまして、誠に感謝を申し上げる次第でございます。

今八尾市の方も、ハード面・ソフト面というところで、まちづくりを進めてきております。ハード面でいきますと、1つ大きなところで西側跡地がございます。八尾空港の西側にある、広大な土地がありますが、これもしっかり新たな八尾の都市核として、まちづくりを進めようというところで、スタートを切りました。また近鉄河内山本駅も今工事が始まっておりますが、歩行空間の確保、また安全性の向上、にぎわい空間の創出というところで、今整備も始まってきております。

また道路関係におきまして、いつ災害が起こるかわからないというところで、防災力の強化も含めまして、八尾富田林線も進捗が進んできておりまして、久宝寺線やJR八尾駅前線、こういった主要幹線も、今整備を進めるという方向性で進んできております。また、国道25号バイパス、大阪柏原線というんですけど、この基幹道路が非常に渋滞してるというところで、渋滞解消はもちろんでございますが、先ほど言いました八尾空港のところには、大阪府の広域防災拠点がございます、大阪府内には3つの防災拠点があるんですけど、この八尾にあります防災拠点が7割ぐらいの役割を果たすというような、非常に重要な施設がございます。こういったところに先ほどの防災道路も含め、国道25号が非常に渋滞をしてるというところで、防災面、企業の活動力の向上というところで、一昨日も、我々、国交省並びに財務省の方に、陳情に行かしていただきました。また去年は国交省大臣ともお会いをさせていただきまして、国の事業化を促進して欲しいという要望も出させていた

だいております。

また、市民の移動手段の確保というところで今、八尾市内7地域におきまして、デマンド乗合タクシーというの、運行をいたしております。こういった形でしつかりとハード面につきましても、今後進めていきたいと考えておりますので、引き続き力添えいただきますよう、ぜひお願いを申し上げる次第でございます。

また本日の審議会の付議案件につきましては、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更についてでございます。委員の皆さんには豊富な知識と経験による忌憚のないご意見等をいただく中で、引き続き本市の都市計画行政に生かして参りたいというふうに考えておりますので、限られた時間ではございますがぜひご協力のほどよろしく お願いを申し上げる次第であります。

最近また寒くなってきました。どうか皆さん、健康には十分ご留意をいただく中で、さらなるご活躍をお願い申し上げまして、私からの開会のごあいさつとさせていただきます。どうか本日はよろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。なお、ここで大松市長におかれましては、公務の都合により、退席させていただきます。

それでは、本日の出席者は15名で、「八尾市都市計画審議会条例」第6条第2項の規定にあります委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

本日の審議会は、新委員になって初めての審議会でございます。

つきましては、八尾市都市計画審議会条例第5条第1項に基づき会長、副会長の選出が必要となりますが、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 ありがとうございます。それでは、選出に際しましては、臨時議長の進行により選出を行いたいと存じます。

臨時議長の指名につきましては、市議会議員の、田中慎二委員にお願いしたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局 では、田中慎二委員、臨時議長席にお移りいただいて、進行の程、よろしくお願いたします。

○臨時議長 只今、臨時議長を仰せつかりました田中慎二でございます。よろしくお願いたします。では、着座にて進めさせていただきます。

では、さっそくではございますが、最初に署名委員のお願いをしたいと思います。

それでは、配付資料の名簿から、植栗委員と大森委員にお願いしたいと思います
が、よろしいでしょうか。

(承諾の声)

○臨時議長 ありがとうございます。では、さっそくではございますが、会長・副会長の選出については、「八尾市都市計画審議会条例第5条」の規定により、会長は学識経験者のうちから、副会長は区分を定めず選出することになっております。

会長の選出については、いかが、取り計らったらよろしいでしょうか。

(議長一任)

○臨時議長 ありがとうございます。

議長一任の声がありましたので、私の指名により選出させていただきます。

それでは、会長につきましては川田委員にお願い申し上げたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○臨時議長 どうもありがとうございます。

これで、会長は川田委員に決定いたしました。

臨時議長としての職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

○事務局 田中慎二委員、どうもありがとうございました。元の席にお戻りください。

それでは、会長に選出されました川田委員、会長の席にお移りくださいますよう

お願い申し上げます。

それでは、会長の川田委員より、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

○会長 ただいま会長にご指名いただきました川田です。はじめての方もおられるのですが、私は7年前、大阪市の都市計画の仕事をしておりまして、20年間ぐらい都市計画の仕事に携わっておりました。その中でも、八尾市さんとの関わりを申し上げますと、大阪・八尾両市行政協力協議会というものがあまして、先ほど市長のお話でもありましたように、八尾空港の土地をどうしていくか。ちょうど両市にまたがっておりますので、そういった所で、色々ご協力させていただいたという所でございます。先ほどの、都市計画道路の八尾富田林線を都市計画審議会で議論されました時に、委員として発言させていただいたということで関わりもあるのかなと思っております。人口がどこも減少しておりまして、また高齢化も進んでいるということで、地域に係る課題はどこも共通しているというところではあるのですが、八尾市は意外と大阪市に隣接している所で、社会増減と言うんですかね、転出・転入で大きく変動がないという所で、中々底力がありますし、ものづくりという昔からの強い力がございますので、やはりそういった立地とかですね、八尾の特徴を活かしながらソフトとハードでミックスして、まだまだこれから、良い都市になっていくのかなと。そのためにも、都市計画というのは非常に大事な局面になってきていると思いますのでこの審議会では、忌憚ない自由な発言を頂きながら活発な議論をしていければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。これを持ちまして、冒頭にあたっての挨拶とさせていただきます。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事進行について、川田会長にお願い致したいと思います。

よろしく申し上げます。

○会長 それでは、着座して進めて参りたいと思います。早速でございますが、当審議会副会長を決めていきたいと思いますが、私より指名させて頂いてよろしいでし

ようか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、今日ご欠席となっておりますが、関西大学 環境都市工学部の岡委員にお願いしたいと思っております。岡委員にあられますは、芦屋や吹田などで景観の審議会やアドバイザー、また住宅政策ということで暮らしやすいまちづくりといったことの知見もお持ちです。開発審査会、建築審査会といった、都市計画のベーシックな、テクニカルなところの審査会でもご活躍されています。また、私も都市計画学会関西支部で支部長をやっていた時に、副支部長を務めていただいておりますことからも、私としても支えていただくに相応しいと思っておりますので、岡委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第にありますように議案は1件でございます。

それでは、八尾市決定議案であります「議案第115号東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」事務局より説明お願いいたします。

(事務局説明)

○事務局 農とみどりの振興課の中石と申します。

それでは、議案第115号東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、お手元配布の議案書の1ページ～4ページ、参考資料の1ページ～22ページについて説明させていただきます。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

今回の説明の内容ですが、3点ございます。まず、1番目に生産緑地地区とは、2番目に今回の変更について、3番目にスケジュールについてご説明させていただきます。

まず、生産緑地とは市街化区域内に指定される農地等で、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的」とされており、現況が農地、一団地 300 m²以上等、一定の条件に該当するものを指定いたします。本市においては、平成 4 年より生産緑地を指定しております。

生産緑地地区内の行為の制限としまして、農地等としての管理が義務づけられ、住宅、事務所等の建築、そのための宅地造成などはできないこととなっています。ただし、農業等を継続して営むために必要不可欠なもの、また生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、農業等の安定的な継続に資するものや公共施設等の設置については除外されております。

しかし、生産緑地地区内での行為の制限をする場合は、公共施設の設置や、所有者からの生産緑地の「買取り申出」により解除される場合がございます。

この「買取り申出」は、生産緑地の都市計画決定の日から 30 年経過した場合や、主たる農業従事者の死亡または故障によって、農地としての管理が不可能となった場合、行政に時価で買取るべき旨を申し出ることが出来る制度でございます。

この「買取り申出」は、申出があった日より、市等に対して買取り希望の有無の照会の後、他の農業従事者へのあっせん期間があり、3 ヶ月以内に買取り希望がない場合には、その時点で制限解除となり、都市計画の変更手続きへと進むことになります。

本来であれば、申請を受ければ、その都度都市計画審議会を開催し、ご審議していただくところではございますが、年間数十件の受付があり、審議会の回数が増えることにより、事務量の増加、及び出席していただく委員の皆様の負担も過大となることから、生産緑地地区の審議については、八尾市では、年 1 回とさせていただきます。

都市計画決定事項である生産緑地地区の変更につきましては、地区の追加、地区の廃止、それらに伴う区域変更の 3 つがございます。

まず、地区の追加でございますが、新たに生産緑地地区として指定を行う場合に生じますが、今回の付議案件はございません。

なお、生産緑地として指定を行う条件としましては、1点目としまして、現況が農地であること。2点目は公害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等の効用、公共施設等の用地に適していること。3点目は同一地権者で一団地 300 m²以上。そして、用排水路等の営農継続可能条件を満たすことでございます。

つぎに地区の廃止ですが、公共施設の設置や、主たる農業従事者の死亡または故障により営農が困難になった場合に、先ほど説明しました「買取り申出」により生じます。

そして、区域変更については、先ほどご説明いたしました、「新たに生産緑地地区の指定を行う場合」「公共施設の設置」「買取り申出」によりに生じます。

それでは、生産緑地地区の廃止・区域変更について、今回変更を付議しております区域の中から、一部の区域を用いて説明させていただきます。

こちらは参考資料 5 ページ、詳細図 3 の「志紀町南第 2」でご説明させていただきます。

こちらの画面の左側、変更前の図面で、赤い丸で囲まれた中に、黒塗り地区が、現在すでに都市計画決定している地区「志紀町南第 2」でございます。

右側、変更後の図面では赤い丸の中の黒塗り箇所が緑の縦縞になっております。この縦縞部分が区域の廃止を表しますので、「志紀町南第 2」は既存の生産緑地より廃止となったということになります。

次に、区域変更について、説明させていただきます。

こちらは、参考資料 3 ページ、詳細図 1 の「東山本町第 8」でございます。

こちらの画面の左側、変更前の図面で、赤い丸で囲まれた黒塗り地区は、現在すでに都市計画決定している地区「東山本町第 8」でございます。

右側、変更後の図面では赤い丸の中の黒塗り箇所が一部緑の縦縞になっており、

この区域の廃止を表しますので、「東山本町第8」においては既存の生産緑地より一部廃止となるため、区域変更となります。

次に、今回の変更についてでございますが、今回の変更対象である「31地区」全地区毎の変更理由並びに地区面積を表示した一覧表を、参考資料1ページから新旧対照表にて具体的にお示ししておりますが、全体での説明をさせていただきます。

今回の変更は、先ほど説明させて頂いたように、廃止、区域変更による面積表記の変更でございます。

八尾市全体の地区数で599地区。面積にして116.8haへ変更決定となるもので、変更理由は「市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため追加変更するもの」、また「農業従事者の死亡または故障及び生産緑地指定から30年経過した土地について廃止及び区域変更するもの」としております。

今回の変更前後を比較しますと、地区数611地区から599地区へ12地区減少しております。面積は120.13haから116.8haへ3.33ha減少となっております。

変更の内訳につきましては、地区の廃止としまして、主たる農業従事者の故障を理由に「買取り申出」が生じたものが6件、主たる農業従事者の死亡を理由に「買取り申出」が生じたものが4件、生産緑地指定から30年経過を理由に「買取り申出」が生じたものが2件、合計12件となります。

区域変更としましては、主たる農業従事者の故障を理由に「買取り申出」が生じたものが4件、主たる農業従事者の死亡を理由に「買取り申出」が生じたものが11件、生産緑地指定から30年経過を理由に「買取り申出」が生じたものが3件、追加指定が1件、合計19件となります。

以上の31地区が変更の内訳となります。

地区数としましては、追加が0地区、廃止によるもので12地区減少となり、昨年と比べて12地区減となります。区域変更になった地区は19地区となり、地区全体

の変動は 31 地区となります。

最後にスケジュールでございますが、大阪府との協議を令和 6 年 9 月 18 日付けで完了しており、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、農とみどりの振興課において、10 月 9 日から 10 月 23 日まで 2 週間の間、公衆の縦覧を行いました。縦覧者「なし」、意見書提出は「なし」という状況でございます。

今後、本日の 11 月 8 日の都市計画審議会で議決を経て、12 月に告示を行いたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

(質疑応答)

○会長 はい、ありがとうございました。生産緑地の変更についてですけれども、この案件について、何か質問、ご意見等はございませんか。あればよろしくお願いいたします。いかがですか。ご質問でも大丈夫ですが。特にご質問、ご意見ないようですので、事務局の提案のとおり、議案第 115 号について、議決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。異議なしとのお声がございましたので、八尾市都市計画審議会運営規程第 5 条に基づき、議案第 115 号について、事務局の提案どおり議決いたします。以上が、本日の議案事項でございます。

続きまして、本審議会の議決事項ではございませんが、「特定生産緑地の指定について」本都市計画審議会の意見を求められていますので、事務局より説明願います。

(事務局説明)

○事務局 それではこれより、「特定生産緑地の指定」についてご説明させていただきます。今回ご説明させていただく内容は、協議事項の 1 ページについてですが、画面にあるパワーポイントをもとに説明させていただきますので、前方の画面をご覧ください。では、失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

まずはじめに、生産緑地の現状についてのご説明をさせていただきます。生産緑

地の指定については、1992年（平成4年）から指定を行っており、2022年（令和4年）には地区指定から30年を迎えることになり、特段の理由なく「買取り申出」ができるようになることから、開発等が進み、都市農地の減少が懸念されます。

そこで、今後も市街化区域内で継続して営農を行えるよう、生産緑地法が平成29年に改正され、新たに特定生産緑地制度が創設されました。

なお、本市においては、全体の約9割が平成4年に指定された生産緑地となっておりますが、毎年新規の生産緑地の指定申請を受け付けております。

次に、特定生産緑地の制度について、ご説明させていただきます。画面にうつしておりますのは、生産緑地法第10条の2の概要となっております。まず、決定権者については、市町村長であります。次に指定対象となりますのは、申出基準日（指定日から30年を経過する日）が近く到来する生産緑地のうち、周辺の地域における公共空地の整備状況等を勘案し、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものとなっております。

本市においては、生産緑地法、農地法等の関係法令に違反もしくは抵触していないこと、また、指定後10年間、農林漁業の継続が可能と判断できる場合に、指定を行います。

次に指定の期限ですが、申出基準日までに指定する必要があり、指定後は10年を経過する日までに指定することとなっております。

次に指定の条件ですが、所有者や抵当権者等の農地等利害関係人全員の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされております。

よって、特定生産緑地の指定は、都市計画決定ではなく、協議事項として、今回の審議会に諮らせていただいております。

画面に示しておりますのは、特定生産緑地の制度について、図化したものになります。こちらは、平成7年に指定された生産緑地をモデルにしております。

まず、左側からみていただいて、平成7年に指定され、現在まで営農している状況で、令和7年に申出基準日が到来いたしますので、その前に特定生産緑地にするかどうかの判断を所有者にてしていただきます。指定にあたっては指定申請書を八尾市に提出していただくことになります。また、指定後は、従来と同じ環境で営農を継続することが可能となります。

さらに、10年毎に特定生産緑地の指定期限を延長するかどうかを判断していただくことが出来ます。なお、途中で主たる農業従事者の死亡又は故障によって農業が続けられなくなった場合は、これまでどおり「買取り申出」が可能となります。

ちなみに、特定生産緑地の指定を希望しない場合は、指定から30年経過後、主たる農業従事者の死亡や故障の事由なく、いつでも「買取り申出」が可能となります。

ただし、生産緑地の指定から30年経過後は、特定生産緑地に指定できません。また、相続税猶予等の税金の優遇措置はなくなることとなります。

特定生産緑地にかかる手続きについて、実施した内容について、ご説明いたします。まず、特定生産緑地指定希望の有無について確認するため、意向確認を実施いたしました。対象者は平成7年に生産緑地に指定された農地をもつ所有者に、令和5年8月初旬から意向調査を行い、令和6年3月にかけて受付を実施いたしました。

なお、協議事項1ページ目の「特定生産緑地の指定について」番号1「大字柏村第3、曙川東2丁目29番地687㎡」につきましては、昨年度の都市計画審議会にて意見聴取させていただいていましたが、2ページ目に記載の通り、地区名、位置に誤りがございましたので、改めて意見聴取を行うものです。申し訳ございませんでした。

指定者としましては6名、筆数7、地区数6、面積5,153㎡となります。

今回特定生産緑地に指定する生産緑地は、協議資料の1ページにお示ししているものになります。

昨年度は、平成6年指定で令和5年時も生産緑地である、1地区、約0.07haが特

定生産緑地の告示を行いました。先ほど申し上げたように、地区名、位置に誤りがあったため、改めて、告示を行う予定にしております。

平成7年告示で、現在も生産緑地である令和7年12月で30年を迎える生産緑地の対象は地区数8、面積6,778㎡、約0.68ha（6名、筆数10）で、今回指定するのは地区数5、面積4,466㎡、約0.45ha（5名、筆数6）が指定予定となっております。

最後に今後のスケジュールについてですが、本日の審議会にて意見をいただいたあと、令和6年12月に指定告示を行い、令和7年1月に申請者を含む農地等利害関係人へ指定を行った旨を通知し、令和7年の申出基準日の到来を迎えることとなります。

なお、番号1につきましては、申出基準日が令和6年12月9日であることから、本審議会終了後、至急、告示の手続きを行い、農地等利害関係人への通知も行う予定となっております。以上を持って説明となります。よろしくお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。特定生産緑地の指定に係る意見の聴取というところで、何かご意見等ございましたらどうぞよろしくお願いいたします。ご質問でも結構です。はい、委員。

○委員 生産緑地制度についてですが、私がちょっと気になるのは生産緑地地区として指定されたこの場所について生産性の実態というものはどの程度分かっているのか。要するに、本当にきちんと田や畑としてされているのか、そして生産緑地として運用されていることを確認されているのか。

○会長 生産緑地の営農状況についてどのように把握されているのかということで、事務局お願いできますか。

○事務局 生産緑地につきましては、納税猶予が掛かっている土地につきましてはきちんと確認を取っております。それ以外の生産緑地に関しても適宜農業委員会等で確認しているという状況でございます。

○委員 生産緑地として指定されてですね、色んな事情で指定されていると思うんで

すよ。農業を継ぐ人がいないとかですね。せっかく指定されているのに何か、例えば、地域の特産品のようなものを開発して作るとかですね、何かそんなものを八尾市ないしは市民たちが協力して何かするという手はないのかということのを少し前向きに考えてもらえればいいかなと。ただ、遊ばせておくということだけではなくて、何か本当に生産してそれが八尾市の特産品というものを生み出すとかですね、勿論その生産者だけでできるものではないんですが、そういうものについて何かの策だったりはないのかなと。

○会長 生産緑地の所での営農、あるいは生産緑地じゃない所の農地でも今おっしゃったような八尾市の特産品を作ったりというような農業施策についてのご質問だと思うんですがどうですか。

○事務局 生産緑地に指定されている所で、都市農地の円滑化に関する法律で貸借がされている所もありますので、そういう所で期限を定めた貸し借りが可能になっております。そういった所で、特産であるえだまめだとか、若ごぼうであるとか、またその他の物を作っていたら農家もあります。それ以外の、生産緑地以外については、八尾市で農地バンク制度という貸し借りをを行う制度もありますのでなかなか農業ができないという方で、農地を貸してもいいという方と、新たに農業を始めたいもしくは、農地を広げたいという方をマッチングさせていただいて、貸し借りをするような仕組みはありますので、そういう仕組みに誘導させていただいて農地の確保に努めている所であります。

○委員 何か実績みたいなものはあるんでしょうか。

○事務局 実際先ほど申し上げたように新たに農地を広げて、特産物やそれに限らず営農していただいている農業者の方や認定新規の農業者の方もいらっしゃいます。

○会長 その他、ございませんでしょうか。他にご意見等ございませんようですので、これを持ちまして令和6年度第1回八尾市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はご協力どうもありがとうございました。

(報告事項：非公開)

○事務局 はい、川田会長どうもありがとうございました。八尾市都市計画審議会につきましては、今年度につきましては今回をもってすべて終了となっております。また、先ほどお示しさせていただきました通り来年の7月に審議会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、最後までご協力いただきまして、誠にありがとうございました。